



# 長野県報

3月31日(水)  
平成22年  
(2010年)  
号外

## 目次

### 規則

長野県組織規則の一部を改正する規則（行政改革課）	2
事務処理規則の一部を改正する規則（行政改革課）	8
知事の同意を得て任免すべき長野県公営企業管理者の権限に属する事務の執行を補助する職員に関する規則及び長野県企業局職員の職のうち地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則（行政改革課）	11
長野県立病院管理規則及び長野県病院事業財務規則を廃止する規則（病院事業局）	11
長野県企業局事務処理規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	12
長野県企業局の組織に関する規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	12
長野県企業局文書取扱規程の一部を改正する管理規程（経営企画課）	15
長野県教育委員会事務局及び学校以外の教育機関の組織に関する規程の一部を改正する規則（教育総務課）	17
長野県人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	18
職員の任用に関する規則等の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	18
公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会事務局）	20

### 告示

平成17年長野県告示第91号（長野県個人情報保護条例第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部改正（情報公開・私学課）	21
--	----

### 訓令

会計センターの所長、出納係長又は分室長の職に命ぜられた者を出納員に任命（人事課）	21
財務規則第2条に定める所の出納員の任免の一部改正（人事課）	21
職に関する任免の一部改正（人事課）	21
長野県組織規則に定める本庁内部部局又は現地機関における兼務に関する規程の一部改正（人事課）	22
職務に専念する義務の特例に関する訓令の一部改正（人事課）	25
企業出納員の任免の廃止（人事課）	26
長野県公印規程の一部改正（情報公開・私学課）	27
長野県文書規程の一部改正（情報公開・私学課）	27
長野県法規審査委員会規程の一部改正（情報公開・私学課）	29
副知事の担任事務に関する規程の一部改正（行政改革課）	29
組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程の一部改正（行政改革課）	29
長野県教育委員会文書規程の一部改正（教育総務課）	30

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

**長野県規則第22号**

**長野県組織規則の一部を改正する規則**

長野県組織規則（昭和44年長野県規則第16号）の一部を次のように改正する。

目次中「社会部」を「健康福祉部」に、「第23条」を「第27条の「第4目 衛生部（第24条—第27条の2）」に、「第4目の2 環境部（第27条の3—第27条の8）」を「第4目 環境部（第27条の3—第27条の8）」に、「第77条の2」を「第77条」に、  
 「第31款 県立病院（第137条—第140条）」を  
 「第31款の2 介護老人保健施設（第140条の2—第140条の4）」  
 「第31款 削除」に、「第163条・第164条」を「第163条—第164条の2」に改める。

第2条の見出し中「及び局」を削り、同条中「及び部に置く局」を削り、同条各号を次のように改める。

- (1) 危機管理部
- (2) 企画部
- (3) 総務部
- (4) 健康福祉部
- (5) 環境部
- (6) 商工労働部
- (7) 観光部
- (8) 農政部
- (9) 林務部
- (10) 建設部

第3条第4号を次のように改める。

(4) 健康福祉部

健康福祉政策課 医療推進課 地域福祉課 健康長寿課 障害者支援課 こども・家庭課 食品・生活衛生課 薬事管理課  
 第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「病院事業局及び」を削る。

第4条の2第1項中「病院事業局、」及び「(病院事業局の次長を含む。次項において同じ。)」を削り、同条第2項中「局及び」を削る。

第4条の5第3項を削る。

第8条に次の2号を加える。

(10) 契約の事務の適正化に関すること（他の所管に属するものを除く。）

(11) 現地機関（合同庁舎内に事務所を置く現地機関を除く。）が行う営繕工事の円滑化に関すること。

第13条に次の3項を加える。

2 行政改革課に、県税及び市町村税に係る徴収業務及び課税業務の共同化に関する事務をつかさどらせるため、地方税共同化準備室を付置する。

3 地方税共同化準備室に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置は、当該室長があらかじめ知事の承認を得て定める。

4 前項の規定により室に班をおく場合において、その事務を管理させるため、班長を置き、担当係長の職以上の職にある職員のうちから、当該室長が指定する。

第14条中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、同条第4号中「及び児童手当」を「、児童手当及び子ども手当」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律（平成22年法律第19号）第6条の規定による認定に関すること。

第2章第1節第1款第3目の目名を次のように改める。

第3目 健康福祉部

第15条（見出しを含む。）中「福祉政策課」を「健康福祉政策課」に改め、同条第1号中「社会部」を「健康福祉部」に改め、同条第2号中「福祉政策」を「衛生行政及び福祉行政」に改め、同条第6号中「社会部」を「健康福祉部」に改め、同号を同条第9号とし、同条第5号中「福祉事務所及び福祉大学校（長寿福祉課の所管に属する事項を除く。）」を「保健福祉事務所、保健所及び福祉事務所」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「の庶務」を「、国民健康保険審査会及び後期高齢者医療審査会の庶務」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号の次に次の3号を加える。

(4) 国民健康保険に関すること。

(5) 後期高齢者医療に関すること。

(6) 老人、乳幼児、障害者、母子家庭の母子及び父子家庭の父子の医療費の給付に関すること（他の所管に属するものを除く。）。第15条に次の1項を加える。

2 健康福祉政策課に、県立病院機構連携室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 地方独立行政法人長野県立病院機構に関すること。

(2) 地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の庶務に関すること。

第15条の2第6号中「福祉事務所職員、社会福祉施設職員等の研修」を「福祉を担う人材の確保及び養成」に、「こと」を「こと（他の所管に属するものを除く。）」に改め、同条第7号中「、評価」を削り、同条中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、第16号を第15号とし、同号の次に次の1号を加える。

(16) 原子爆弾被爆者の援護に関すること。

第15条の2第17号中「社会福祉総合センター」を「福祉大学校及び社会福祉総合センター」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地域福祉課に、福祉監査室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

(1) 社会福祉法人及び社会福祉施設等の指導及び監査に関すること。

(2) 福祉サービスの評価に関すること。

第15条の2を第15条の3とし、第15条の次に次の1条を加える。

（医療推進課）

第15条の2 医療推進課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

(1) 医療計画に関すること。

(2) 病院、診療所、助産所、歯科技工所及び衛生検査所に関する

ること。

- (3) 医師、歯科医師、歯科技工士、診療放射線技師、診療エッカス線技師、理学療法士、作業療法士、臨床検査技師、衛生検査技師及び視能訓練士に関すること。
- (4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関すること。
- (5) 衛生教育及び医療社会事業に関すること。
- (6) 死体解剖に関すること。
- (7) 免許に関すること。
- (8) 保健師、助産師、看護師、准看護師及び歯科衛生士に関すること。
- (9) 医療審議会及び准看護師試験委員の庶務に関すること。
- (10) 看護大学、公衆衛生専門学校及び看護専門学校に関すること。

2 医療推進課に、医師の確保対策に関する事務をつかさどらせるため、医師確保対策室を付置する。

第16条を次のように改める。

(健康長寿課)

第16条 健康長寿課は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高齢者の福祉に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 歯科保健に関すること。
- (4) 栄養に関すること。
- (5) 生活習慣病に関すること。
- (6) 難病その他の特殊な疾病に関すること。
- (7) 生活環境に起因する健康障害に関すること。
- (8) 感染症に関すること。
- (9) 精神保健に関すること。
- (10) 地方精神保健福祉審議会の庶務に関すること。
- (11) 精神保健センターに関すること。

2 健康長寿課に、介護支援室を付置し、次の各号に掲げる事務をつかさどらせる。

- (1) 介護保険に関すること。
- (2) 社会福祉法人（高齢者福祉に関するものに限る。）に関すること。
- (3) 介護保険審査会の庶務に関すること。

3 介護支援室に、その事務を分掌させるため、別に定める係を置く。

第17条（見出しを含む。）中「障害福祉課」を「障害者支援課」に改め、同条第1号から第3号までの規定中「(医療費の給付に関する事務を除く。)」を削り、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 障害者の自立支援及び地域生活への移行の推進に関するこ  
と。

第17条の2を削る。

第18条（見出しを含む。）中「こども・家庭福祉課」を「こども・家庭課」に改め、同条第1号中「医療費の給付及び」を削り、同条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同号の次に次の1号を加える。

(3) 母子保健に関すること。

第18条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 母子、寡婦及び父子の福祉に関すること。

第2章第1節第1款第4目の目名を削り、第24条及び第25条を次

のように改める。

第24条及び第25条 削除

第2章第1節第1款第4目の2を同款第4目とする。

第28条の2に次の1号を加える。

(II) 県産品の販路拡張に関すること。

第30条第2号中「こと」の次に「(技能五輪・アビリンピック室の所管に属するものを除く。)」を加え、同条に次の3項を加える。

2 人材育成課に長野技能五輪・アビリンピック2012の開催及び若年技能者の育成に関する事務をつかさどらせるため、技能五輪・アビリンピック室を付置する。

3 技能五輪・アビリンピック室に、その事務を分掌させるため、班を置くことができるものとし、その設置は、当該室長があらかじめ知事の承認を得て定める。

4 前項の規定により室に班を置く場合において、その事務を管理させるため、班長を置き、担当係長の職以上の職にある職員のうちから、当該室長が指定する。

第30条の4第3号を削る。

第31条第4号中「取得、」を削る。

第43条第6号中「、砂防事務所及び佐久高速道事務所」を「及び砂防事務所」に改める。

第52条中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第55条中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第56条第1項中第30号及び第31号を削り、第32号を第30号とし、第33号から第42号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 長野県創業支援センター

第56条第2項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第26号までを1号ずつ繰り上げる。

第77条第3項第2号中「町村」を「市町村」に改め、同条第7項第13号中「取得、」を削る。

第77条の2を削る。

第81条の3第3項第6号及び第81条の7第3項第6号中「健康管理等」を「援護」に改める。

第89条を次のように改める。

第89条 削除

第2章第2節第31款を次のように改める。

第31款 削除

第137条から第140条まで 削除

第2章第2節第31款の2を削る。

第143条第2項中「長野県精神保健福祉センターは」の次に「、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務」を、「業務」の次に「、自立支援医療（精神通院医療に限る。）の支給認定に関する事務、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第11条に規定する調査研究の推進等に関する業務」を加える。

第163条中「創業支援センター」を「長野県創業支援センター」に改める。

第164条を次のように改める。

(位置)

第164条 長野県創業支援センターの位置は、長野市とする。

2 長野県創業支援センターは、長野県工業技術総合センターに付置する。

第2章第2節第41款中第164条の次に次の1条を加える。

## (分室)

第164条の2 長野県創業支援センターに分室を置き、その名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
長野県創業支援センター岡谷センター	岡谷市
長野県創業支援センター松本センター	松本市

第171条中「及び」の次に「地域の農業の振興に指導的役割を果たす人材並びに」を加える。

第173条第4項の表中「及び小諸市」を削る。

第187条の6第1項中「野菜部」の次に「、花き部」を加え、「、花き部」を削り、同条中第6項を削り、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 花き部は、花きの栽培及び流通の試験研究に関する事務をつかさどる。

第235条中「局、」を削る。

第243条第1項中「第242条」を「第6項並びに第242条」に改める。

附則第3条を削る。

別表第5を次のように改める。

(別表第5) 削除

別表第12及び別表第13を次のように改める。

(別表第12) 及び(別表第13) 削除

別表第32の1の長野県社会福祉審議会の項中「福祉政策課 こども家庭福祉課」を「健康福祉政策課 こども・家庭課」に改め、同

1の長野県介護保険審査会の項中 「長寿福祉課」を

「介護支援室」に改め、同1の長野県障害者施策推進協議会の  
の項中 「障害福祉課」を 「障害者支援課」に改め、同1の

長野県医療審議会の項及び長野県准看護師試験委員の項中

「医療政策課」を 「医療推進課」に改め、同1の長野県国民  
健康保険審査会の項及び長野県後期高齢者医療審査会の項中

「国保・医療福祉室」を 「健康福祉政策課」に改め、同1

の地方独立行政法人長野県立病院機構評価委員会の項中

「病院事業局」を 「県立病院機構連携室」に改め、同表の

2の長野県障害者介護給付費等不服審査会の項中

「障害福祉課」を 「障害者支援課」に改め、同2の長野県

地方精神保健福祉審議会の項中 「健康づくり支援課」を

「健康長寿課」に改める。

別表第33中社会部の項を次のように改める。

健康福祉部	健康福祉参考事務	部の重要事項の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐
	衛生技監	部の技術に関する専門的業務の統括掌理及び部長の職務遂行の補佐

別表第33の衛生部の項、病院事業局の項及び課又は室の項を削り、

病院事業局、課又は室	企画幹	企画調整事務の統括掌理又は課の技術に関する専門的事務の統括掌理
	課長補佐	次長、課長又は室長の職務遂行の補佐、局務、課務又は室務の整理及び次長、課長又は室長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	局務、課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	担当係長	次長、課長又は室長が指定する特定の事務の分掌

を

課又は室	課長	課務又は室務の掌理及び所属職員の指揮監督
	室長	
	企画幹	企画調整事務の統括掌理又は課の技術に関する専門的事務の統括掌理
	課長補佐	課長又は室長の職務遂行の補佐、課務又は室務の整理及び課長又は室長が特に命じた事務の処理
	専門幹	高度の専門的知識経験に基づき複雑かつ困難な業務を行う職務
	係長	課務又は室務の分掌、係員の指揮監督及び係の事務の処理
	担当係長	課長又は室長が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の危機管理防災課の項を次のように改める。

危機管理防災課	防災専門員	防災対策に関する専門的事務
---------	-------	---------------

別表第33の管財課の項中

安全運転管理者	道路交通法第74条の3第2項に規定する職務
---------	-----------------------

を

自衛消防組織統括管理者	消防法施行令(昭和36年政令第37号)第4条の2の8第2項に規定する職務
防災管理者	消防法第36条第1項の規定により読み替えて準用する第8条第1項に規定する職務
安全運転管理者	道路交通法第74条の3第2項に規定する職務

に、

エネルギー管理員	エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第18条第2項の規定により準用する第11条に規定する職務
----------	---

を

エネルギー管理企画推進者	エネルギー使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第7条の3第3項に規定する職務
エネルギー管理員	エネルギーの使用の合理化に関する法律第18条第2項の規定により準用する第11条に規定する職務

に改め、同表の行政改革課の項の次に次のように加える。

健康福祉政策課	医療医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な地域医療の推進に関する業務
	医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
	医長	高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な医療業務
	医師	医療業務
	薬剤師	薬事衛生業務
	獣医師	獣医衛生業務
	診療放射線技師	放射線業務
	臨床検査技師	臨床検査業務
	理学療法士	理学療法業務
	作業療法士	作業療法業務
	言語聴覚士	言語聴覚訓練業務
	管理栄養士	栄養指導業務
	看護師	看護業務
医療推進課	保健師	保健指導業務
	看護師	看護業務
	医療監視員	医療法第25条第1項に規定する職務
福祉監査室	主任福祉監査員	福祉監査員としての職務及び福祉監査員の事務の掌理
	福祉監査員	社会福祉法第56条第1項(社会福祉協議会及び保育所の設置運営に係るものを除く。)及び第70条、生活保護法第44条第1項、児童福祉法第24条の15第1項及び第46条第1項(保育所、助産施設及び里親に係るものを除く。)、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第18条第1項及び第2項並びに第29条第7項、介護保険法第24条第1項及び第2項、第76条第1項、第83

		条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第112条第1項、第115条の7並びに第115条の33第1項、第3項及び第4項並びに障害者自立支援法第11条第1項及び第2項、第48条第1項並びに第85条第1項に規定する職務
健康長寿課	保健医監	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な公衆衛生業務
	薬剤師	薬事衛生業務
	獣医師	獣医衛生業務
	診療放射線技師	放射線業務
	臨床検査技師	臨床検査業務
	管理栄養士	栄養指導業務
	保健技幹	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な保健指導
	保健師	保健指導業務
	看護師	看護業務
	栄養指導員	健康増進法(平成14年法律第103号)第18条第1項に規定する職務(同項第1号及び第3号に掲げる職務については、栄養指導に係るものに限る。)

別表第33の地域福祉課の項を削り、同表の長寿福祉課の項中

「長寿福祉課」を「介護支援室」に改め、同表の障害福祉課の項及び障害者自立支援課の項を次のように改める。

障害者支援課	自立支援幹	障害福祉及び障害者の自立支援に関する専門的事務の総括掌理
	主任自立支援専門員	特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難な障害福祉及び障害者の自立支援に関する専門的知識及び技術の指導
こども・家庭課	保健師	保健指導業務
	難聴児療育支援員	難聴児の療育に関する専門的相談及び指導業務

別表第33の医療政策課の項及び健康づくり支援課の項を削り、同

表の産業政策課の項中「深セン駐在員」を「香港駐在員」に改め、同表の農業政策課の項中「第17条第2項」を「(昭和22年政令第19号)第4条第2項」に改める。

別表第36の地方事務所の項中

「小作主事」を「地方自治法施行規程第17条第2項に規定する職務」を

自衛消防組織統括管理者(松本に限る。)	消防法施行令第4条の2の8第2項に規定する職務
防災管理者(松本に限る。)	消防法第36条第1項の規定により読み替えて準用する第8条第1項に規定する職務
小作主事	地方自治法施行規程第4条第2項に規定する職務

に、

森林保護専門員	森林保護に関する専門的事務
---------	---------------

を

森林保護専門員	森林保護に関する専門的事務
鳥獣対策専門員	鳥獣の保護及び野生鳥獣被害対策に関する専門的事務

に改め、同表の総務事務センターの項を削り、同表の消防防災航空センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理

に改め、同表の福祉大学校の項中

児童指導員	入室児童の保育及び指導
給食技師	給食業務

を

児童指導員	入室児童の保育及び指導
-------	-------------

に改め、同表の波田学院の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

主任児童指導専門員	入所児童の専門的指導のうち特に高度の知識経験に基づく複雑かつ困難なもの
-----------	-------------------------------------

に、

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
給食技師	給食業務

を

農林技師	農業に関する技能的技術業務及びほ場等の管理業務
------	-------------------------

に改め、同表の西駒郷地域生活支援センターの項中

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
自立支援幹	知的障害者の専門的自立支援の総括掌理

を

所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

に改め、同表の技術専門校の項中

副校長(松本に限る。)	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
-------------	-------------------

を

副校長(松本に限る。)	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
総務係長(岡谷、飯田、佐久及び上松に限る。)	校長が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の県立病院の項及び介護老人保健施設の項を削り、同表の工業技術総合センターの項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
総務係長	所長が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の創業支援センターの項を次のように改める。

創業支援センター	所長	所務の掌理及び所属職員の指揮監督
	次長	所長の職務遂行の補佐及び所務の整理
長野県創業支援センター岡谷センター長	センター長	センターの事務の掌理及び所属職員の指揮監督

別表第36の農業大学校の項中

事務局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
副部長（農学部に限る。）	部長の職務遂行の補佐及び部務の整理

を

副校長	校長の職務遂行の補佐及び校務の整理
事務局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督
部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督

に改め、同表の農業試験場 果樹試験場 野菜花き試験場 畜産試験場 南信農業試験場の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
総務係長	場長が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の水産試験場の項中

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
----	------------------

を

部長	部務の掌理及び所属職員の指揮監督
総務係長	場長が指定する特定の事務の分掌

に改め、同表の佐久高速道事務所の項を削る。

別表第41の総務事務センター所長の項及び長野県阿南介護老人保健施設所長の項から長野県木曾看護専門学校長の項までを削り、同表の長野県長野創業支援センター所長の項から長野県松本創業支援センター所長の項までを次のように改める。

長野県創業支援センター所長	長野県工業技術総合センター所長
長野県創業支援センター岡谷センター長	長野県工業技術総合センター精密・電子技術部門長
長野県創業支援センター松本センター長	長野県工業技術総合センター環境・情報技術部門長

#### 附 則

(施行期日)

- この規則は、平成22年4月1日から施行する。  
(職員宿舎管理規則の一部改正)
- 職員宿舎管理規則（昭和39年長野県規則第23号）の一部を次のように改正する。  
第2条第4号及び第5号中「、病院」を削る。  
(被服貸与規則の一部改正)
- 被服貸与規則（昭和39年長野県規則第24号）の一部を次のように改正する。  
別表の1の(22)の項中「衛生部及び農政部の現地機関」を「健

康福祉部及び農政部の現地機関（総合リハビリテーションセンターを除く。）に改め、同1の(27)の項中

白帽	2個	2年	総合リハビリテーションセンターにおいて栄養技術の業務に従事する職員に限る。
前掛 長ぐつ 白帽	2枚 1足 1個	1年 2年 2年	病院において栄養技術の業務に従事する職員に限る。

白帽	2個	2年	総合リハビリテーションセンターにおいて栄養技術の業務に従事する職員に限る。
----	----	----	---------------------------------------

1本	3年	精神保健看護業務に従事する職員を除く。
2本	2年	精神保健看護業務に従事する職員に限る。

1本	3年	に改め、同1の(28の2)
----	----	---------------

の項を削る。

(財務規則の一部改正)

- 4 財務規則（昭和42年長野県規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の4を削り、同表の5中「衛生部関係」を「健康福祉部関係」に、「精神保健福祉センター」を「福祉大学校 精神保健福祉センター 信濃学園 総合リハビリテーションセンター 西駒郷地域生活支援センター 中央児童相談所 松本児童相談所 飯田児童相談所 諏訪児童相談所 佐久児童相談所 波田学院 女性相談センター 諏訪湖健康学園」に、「動物愛護センター 須坂病院 駒ヶ根病院 阿南病院 木曽病院 こども病院」を「動物愛護センター」に改め、同5を同表の4とし、同表の6を同表の5とし、同表の7を同表の6とし、同表の8を同表の7とし、同表の9を同表の8とし、同表の10中「土尻川砂防事務所 佐久高速道事務所」を「土尻川砂防事務所」に改め、同10を同表の9とし、同表の11を同表の10とし、同表の12を同表の11とする。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

- 5 特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、第11号から第14号までを削り、第15号を第10号とし、第16号から第18号までを5号ずつ繰り上げ、同条第2項第1号中「第18号」を「第13号」に改め、同項第2号中「第8号まで、第10号、第12号、第13号、第16号及び第17号」を「第7号まで、第9号、第11号及び第12号」に改め、同項第3号中「前項第9号、第11号、第14号及び第15号」を「前項第8号及び第10号」に改める。

第6条中「衛生部」を「健康福祉部」に改める。

第7条第1項中第3号から第17号までを削り、第18号を第3号とし、第19号から第25号までを5号ずつ繰り上げ、同条第2項中

「(第4号、第5号、第7号及び第9号にあつては業務1回)」を削り、同項第1号中「、第13号、第15号、第17号及び第25号」を「及び第10号」に改め、同項第2号中「、第8号から第11号まで、第16号及び第19号から第23号まで」を「及び第4号から第8号まで」に改め、同項第3号中「及び第18号」を削り、同項第4号から第7号までを削り、同項第8号中「前項第12号及び第24号」を「前項第9号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第9号を削り、同条第3項を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第17条第4号中「(第7条第1項第4号、第5号、第7号及び第14号の業務に従事した場合を除く。)」を削り、同条を第16条とする。

第18条を削る。

(動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部改正)

6 動物の愛護及び管理に関する法律施行細則(平成18年長野県規則第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「衛生部食の安全・生活衛生チーム」を「健康福祉部食品・生活衛生課」に改める。

#### 行政改革課

事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布します。  
平成22年3月31日

長野県知事 村井 仁

#### 長野県規則第23号

##### 事務処理規則の一部を改正する規則

事務処理規則(昭和39年長野県規則第5号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「、本庁の部長又は病院事業局」を「又は本庁の部長」に改め、同条第3項中「病院事業局の次長及び」を削る。

第9条第5項の表の衛生部長の項を削り、同条第6項を削り、同条第7項中「局、」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項から第12項までを1項ずつ繰り上げる。

別表第2の1中「、県立病院」を削り、「、砂防事務所並びに長野県佐久高速道事務所」を「並びに砂防事務所」に改め、同1の(1)中「200万円」を「500万円」に改め、同3の(1)のア中「長野県警察本部交通部交通機動隊にあつては」の次に「長野県警察本部地域部自動車警ら隊、」を加え、同エ中「当該機関」の次に「(長野県中会計センターにあつては長野県松本空港管理事務所、長野県松本児童相談所、長野県松本技術専門校、長野県畜産試験場、長野県松本家畜保健衛生所、長野県林業総合センター、長野県塩尻志学館高等学校、長野県松本工業高等学校及び長野県松本養護学校を含む。別表第9の12の(1)において同じ。)」を加え、同6の(7)中「第9条第1項」を「第9条第2項」に、「立入検査又は」を「資料の提出命令並びに立入検査及び」に改め、同(10)のサを同シとし、同コを同サとし、同ケを同コとし、同クの(イ)中「第29条第1項」を「第54条第1項」に、「報告」を「土地の所有者等に対する報告」に改め、同(イ)を同(ウ)とし、同(ウ)の前に次の事項を加える。

- (オ) 第3条第4項の規定による利用方法の変更の届出の受理
- (カ) 第3条第5項の規定による確認の取消し
- (キ) 第4条第1項の規定による土地の形質変更の届出の

#### 受理

- (ク) 第4条第2項の規定による調査及び報告命令
- (ケ) 第14条第4項の規定による指定の申請に係る報告の徵収及び立入検査
- (コ) 第16条第1項の規定による基準適合の認定及び汚染土壤の搬出の届出の受理
- (メ) 第16条第2項の規定による変更の届出の受理
- (シ) 第16条第3項の規定による応急措置としての汚染土壤の搬出の届出の受理
- (ス) 第16条第4項の規定による計画変更等の命令
- (セ) 第19条の規定による措置命令
- (リ) 第20条第6項の規定による汚染土壤の運搬又は処理の状況の届出の受理
- (タ) 第22条第9項の規定による事故の届出の受理
- (チ) 第24条の規定による改善命令

別表第2の6の(10)のクの(ウ)を同(イ)とし、同(イ)を同(ウ)とし、同(ア)の次に次の事項を加える。

- (イ) 第3条第1項ただし書の規定による被害が生ずるおそれがない旨の確認

別表第2の6の(10)のクに次の事項を加える。

- (テ) 第54条第3項の規定による汚染土壤の搬出又は運搬を行った者に対する報告の徵収及び立入検査
- (ト) 第54条第4項の規定による汚染土壤処理業者等に対する報告の徵収及び立入検査

別表第2の6の(10)のクを同ケとし、同エからキまでを同オからクまでとし、同ウの次に次の事項を加える。

エ 農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号)第13条第1項の規定による立入調査及び土壤等の集取

別表第2の6の(15)を次のように改める。

#### (15) 地球温暖化対策に関する事項

ア 長野県地球温暖化対策条例(平成18年条例第19号)の規定に基づく次の事項((ア)から(エ)まで、(キ)及び(ク)においては、2以上の地方事務所の管轄区域に事業所を有し、かつ、県内に本社を有しない事業者に係るものと除く。)

- (ア) 第12条第3項の規定による排出抑制計画の受理
- (イ) 第12条第4項の規定による排出抑制計画の受理
- (ウ) 第12条第7項の規定による排出抑制計画の受理
- (エ) 第12条第9項の規定による報告の受理
- (オ) 第21条第3項の規定による建築物環境配慮計画の受理

- (カ) 第21条第6項の規定による建築物環境配慮計画の受理

- (キ) 第26条第1項の規定による報告の徵収等(第18条第5項及び第23条第5項の事業者に係るものと除く。)

- (ク) 第26条第2項の規定による報告の徵収等

イ 省エネ設備等導入事業補助金交付要綱(平成21年10月13日付け21環政第225号環境部長通知)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の6の(17)のアの(ウ)及び(ク)中「第15条の2の4第3項」を「第15条の2の5第3項」に改め、同(ク)中「立入検査」の次に「及び収去」を加え、同ウ中「第4条第6項」を「第6条第6項」に改め、同(19)のアの(7)のc中「(70)のアの(7)」を「(71)のアの(7)」に、

「(70)のアの(オ)」を「(71)のアの(オ)」に改め、同(49)に次の事項を加える。	
ネ 地域で進める里山集約化事業交付金交付要綱（平成20年3月28日付け19林振第686号林務部長通知）の規定に基づく交付金の交付	
ノ 高度間伐技術者集団育成事業補助金交付要綱（平成20年4月2日付け20信木第5号林務部長通知）に基づく補助金の交付	
ハ 間伐材利用の環モデル事業補助金交付要綱（平成21年6月8日付け21信木第168号林務部長通知）に基づく補助金の交付	
ヒ 林業再生総合対策事業補助金交付要綱（平成21年9月7日付け21信木第370号林務部長通知）に基づく補助金の交付	
フ 林業再生推進活動事業補助金交付要綱（平成21年10月15日付け21森政第203号林務部長通知）に基づく補助金の交付	
別表第2の6の(80)を同(81)とし、同(79)中「並びに阿南町内にある職員宿舎」を削り、同(79)を同(80)とし、同(69)から(78)までを同(70)から(79)までとし、同(68)のアの(イ)中「イの(タ)から(ニ)まで及びエの(イ)のf」を「イの(ヒ)から(ム)まで及びウの(イ)のf」に改め、同イの(ア)中「第10条第2項」を「第16条第2項」に改め、同(イ)中「第10条第3項」を「第16条第3項」に改め、同(ハ)中「第56条第4項」を「第68条第4項」に改め、同(ヤ)とし、同(エ)中「第56条第3項」を「第68条第3項」に改め、同(エ)を同(モ)とし、同(タ)中「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同(タ)を同(モ)とし、同(タ)中「第28条第2項」を「第35条第2項」に改め、同(モ)を同(ム)とし、同(ナ)中「第28条第1項」を「第35条第1項」に改め、同(カ)を同(ミ)とし、同(ト)中「第27条第1項」を「第34条第1項」に改め、同(ト)を同(マ)とし、同(テ)中「第26条第6項」を「第33条第6項」に改め、同(テ)を同(カ)とし、同(タ)中「第26条第4項」を「第33条第4項」に改め、同(タ)を同(ヘ)とし、同(チ)中「第26条第2項」を「第33条第2項」に改め、同(チ)を同(フ)とし、同(タ)中「第26条第1項」を「第33条第1項」に改め、同(タ)を同(ヒ)とし、同(タ)中「第25条」を「第32条」に改め、同(タ)を同(ハ)とし、同(タ)の前に次の事項を加える。	
(イ) 第24条第7項の規定による認定	
別表第2の6の(68)のイの(セ)中「第16条第5項」を「第24条第5項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同(セ)を同(エ)とし、同(エ)中「第16条第4項」を「第24条第4項（同条第8項において準用する場合を含む。）」に改め、同(エ)を同(ヌ)とし、同(タ)中「第16条第3項」を「第24条第1項」に改め、同(タ)を同(ニ)とし、同(タ)を削り、同(タ)中「第15条第3項第6号」を「第23条第3項第7号」に改め、同(タ)を同(ナ)とし、同(タ)中「第14条第7項」を「第21条第7項」に改め、同(タ)を同(ト)とし、同(タ)中「第14条第6項」を「第21条第6項」に改め、同(タ)を同(テ)とし、同(タ)中「第14条第3項」を「第21条第3項」に改め、同(タ)を同(ヌ)とし、同(タ)中「第13条第8項」を「第20条第8項」に改め、同(タ)を同(チ)とし、同(タ)中「第13条第7項」を「第20条第7項」に改め、同(タ)を同(タ)とし、同(タ)中「第13条第6項」を「第20条第6項」に改め、同(タ)を同(タ)とし、同(タ)中「第13条第3項」を「第20条第3項」に改め、同(タ)を同(タ)とし、同(タ)の前に次の事項を加える。	
(ウ) 第16条第4項において準用する第10条第6項の規定による協議及び同意並びに認可	
(エ) 第16条第4項において準用する第10条第9項の規定	

による届出の受理	
(オ) 第16条第4項において準用する第10条第10項の規定による条件の付加	
(カ) 第16条第4項において準用する第11条の規定による改善命令	
(チ) 第16条第4項において準用する第12条第1項の規定による地位の承継の協議及び同意並びに承認	
(ク) 第16条第4項において準用する第12条第2項の規定による相続に係る地位の承継の承認	
(ケ) 第16条第4項において準用する第13条の規定による届出の受理	
(コ) 第16条第4項において準用する第14条第2項の規定による届出の受理	
(サ) 第16条第4項において準用する第14条第3項の規定による認可の取消し	
(シ) 第16条第4項において準用する第15条第1項の規定による原状回復命令及び措置命令	
(ス) 第17条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査	
別表第2の6の(68)のウを削り、同エの(ア)中「第66条第2項」を「第79条第2項」に、「第56条第1項」を「第68条第1項」に改め、同エを同ウとし、同(68)を同(69)とし、同(67)の次に次の事項を加える。	
(68) 雇用の創出に関する事項	
ア ふるさと雇用再生特別事業補助金交付要綱（平成21年2月26日付け20労雇第248号商工労働部長通知）の規定に基づく補助金の交付	
イ 緊急雇用創出事業補助金交付要綱（平成21年2月26日付け20労雇第249号商工労働部長通知）の規定に基づく補助金の交付	
別表第2の7の(24)を同(25)とし、同(20)から(23)までを同(21)から(24)までとし、同(19)のコを削り、同サ中「事業が県全域にわたる団体」を「障害者ふれあい支援事業」に改め、同サを同コとし、同シを同サとし、同スを同シとし、同(19)を同(20)とし、同(18)を同(19)とし、同(17)のア中「(セ)から(セ)まで及び(セ)」を「(セ)から(セ)まで及び(セ)」に改め、同(エ)を同(フ)とし、同(セ)から(セ)までを同(セ)から(ヒ)までとし、同(タ)の次に次の事項を加える。	
(セ) 第34条の14第1項の規定による届出の受理	
(タ) 第34条の14第2項の規定による変更の届出の受理	
(カ) 第34条の14第3項の規定による廃止及び休止の届出の受理	
(タ) 第34条の16第1項の規定による報告の徴収、質問及び立入検査	
(タ) 第34条の16第3項の規定による改善命令	
別表第2の7の(17)のコを削り、同サ中「平成18年3月28日付け17青第455号社会部長通知・17教こ第399号教育長通知」を「平成20年10月16日付け20こ家第371号社会部長通知」に改め、同サを同コとし、同シを同サとし、同スを同シとし、同(17)を同(18)とし、同(16)を同(17)とし、同(15)を同(16)とし、同(14)のイの(ウ)中「報告命令等」を「報告等の命令、質問及び立入検査」に改め、同(タ)中「第115条の6第1項」を「第115条の7第1項」に、「報告命令等」を「報告等の命令、質問及び立入検査」に改め、同ウを削り、同エを同ウとし、同(14)を同(15)とし、同(6)から(13)までを同(7)から(14)までとし、同(5)の次に次の事項を加える。	
(6) 公衆浴場設備改善事業等補助金交付要綱（昭和48年長野県	

告示第590号)の規定に基づく補助金の交付

別表第2の8の(1)のアの(コ)中「第77条」を「第77条第1項」に改め、同(イ)を同(セ)とし、同(サ)を同(ハ)とし、同(コ)の次に次の事項を加える。

(サ) 第77条第2項の規定による協議及び申立

(シ) 第78条の規定による費用の徴収

別表第2の16の(13)のオを次のように改める。

オ 障害者自立支援法の規定に基づく次の事項(障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)第3条に規定する育成医療に係るものに限る。カ及びキにおいて同じ。)

(ア) 第54条第1項の規定による支給認定

(イ) 第54条第2項の規定による支給認定に係る障害者等が自立支援医療を受ける医療機関の指定

(ウ) 第54条第3項の規定による医療受給者証の交付

(エ) 第56条第2項の規定による支給認定の変更の認定

(オ) 第56条第4項の規定による記載及び返還

(カ) 第57条第1項の規定による支給認定の取消し

(キ) 第57条第2項の規定による医療受給者証の返還の請求

別表第2の16の(13)のカを同キとし、同オの次に次の事項を加える。

カ 障害者自立支援法施行令の規定に基づく次の事項

(7) 第32条第1項の規定による申請内容の変更の届出の受理

(イ) 第33条第1項の規定による医療受給者証の再交付

別表第2の16の(22)のウを削り、同17中「16の(12)、(22)のウ」を「7の(6)、16の(12)」に改め、同21を次のように改める。

## 21 看護専門学校長に委任する事項

(1) 長野県看護専門学校条例(昭和39年長野県条例第37号)の規定に基づく次の事項

ア 第10条の規定による授業料の減免

イ 第11条ただし書の規定による授業料の還付

(2) 旧長野県駒ヶ根看護専門学校に係る卒業証明及び成績証明

(長野県木曾看護専門学校長に限る。(3)において同じ。)

(3) 旧長野県立阿南病院付属准看護学校に係る卒業証明、成績証明及び修了証明

別表第2の22を削り、同23を同22とし、同24を同23とし、同23の次に次の事項を加える。

## 24 長野県精神保健福祉センター所長に委任する事項

(1) 長野県精神保健福祉センター条例(昭和47年長野県条例第29号)第6条の規定による使用料又は手数料の減免

(2) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)の規定に基づく次の事項

ア 第7条第1項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載

イ 第7条第6項の規定による精神障害者保健福祉手帳交付台帳の記載事項の消除

別表第2の25を削り、同26を同25とし、同27から39までを同26から38までとし、同40の(1)のサ中「コまで」を「サまで」に改め、同サを同シとし、同コを同サとし、同ケの次に次の事項を加える。

コ 新幹線関連桜づみ整備事業補助金交付要綱(平成21年4月1日付け21道建第5号建設部長通知)の規定に基づく補助金の交付(須坂建設事務所長、長野建設事務所長及び北信建設事務所長に限る。)

別表第2の40の(14)中「国有林野法」を「国有林野の管理経営に関する法律」に改め、同40を同39とし、同41中「40の(12)」を「39の(12)」に改め、同41を同40とし、同42を同41とし、同43中「40の(7)」を「39の(7)」に改め、同43を同42とし、同44を削り、同45を同43とし、同43の次に次の事項を加える。

## 44 公営企業管理者に委任する事項

県営水道条例(昭和38年長野県条例第17号)第21条に規定する料金の県税外収入金の延滞金徴収条例第5条の規定による延滞金の減免

別表第2の46を削り、同47の(1)中「予算執行」の次に「(物品購入事務処理要領(昭和62年3月30日付け61会第138号出納長、総務部長通達)に規定する集中購買及び一括購入に係る契約の締結を除く。46の(1)、50、51及び53において同じ。)」を加え、同47を同45とし、同48の(1)中「800万円」を「2,500万円」に改め、同(2)中「設計額が8,000万円」を「予定価格が5億円」に、「1,200万円」を「2,500万円」に改め、同(8)を次のように改める。

(8) 県の設置に係る高等学校及び特別支援学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条及び第2条に規定する職員に係る次の事項

ア 児童手当法第7条の規定による認定

イ 平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号)第6条の規定による認定

別表第2の48を同46とし、同49を同47とし、同50の(4)中「警察学校」の次に「、自動車警ら隊」を加え、「51の(4)」を「49の(4)」に改め、同(8)を同(9)とし、同(7)の次に次の事項を加える。

(8) 警察職員に係る平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律第6条の規定による認定

別表第2の50を同48とし、同51の(3)中「府中取締り(」の次に「自動車警ら隊長、」を加え、同51を同49とし、同52から55までを同50から53までとする。

別表第3の2中「エの(カ)、カの(シ)、キの(コ)」を「エ、オの(カ)、キの(シ)、クの(コ)」に、「クの(エ)、ケの(ト)並びにサ、同(15)のキ及びク」を「ケの(ケ)、(ツ)から(ト)まで、コの(ト)並びにシ、同(15)のアの(イ)及び(ク)」に、「同(68)のアの(7)」を「同(68)のアの(7)」に、「同(68)のアの(ウ)」を「並びにイの(ス)、(ミ)及び(ム)、同(70)のアの(ウ)」に、「同(70)のアの(ス)」を「同(71)のアの(ス)」に、「同(71)のアの(ス)」を「同(72)のアの(ス)」に、「同(72)のアの(ス)」を「同(73)のアの(ス)」に、「同(73)のアの(ス)」を「同(74)のアの(7)」に、「同(74)のアの(7)」を「同(75)のアの(7)」に、「同(75)のアの(7)」を「同(76)のキ」を「同(76)のキ」に改め、同3中「同(12)、同(14)のア」を「同(13)、同(15)のア」に、「同(17)のアの(イ)」を「同(18)のアの(イ)」に、「及び(ツ)」を「(チ)、(ツ)及び(ム)」に、「同(18)のアの(ウ)」を「同(19)のアの(ウ)」に、「同(19)のア」を「同(20)のア」に、「同(20)のア」を「同(21)のア」に改め、同6中「別表第2の37の(1)のオ」を「別表第2の36の(1)のオ」に改め、同7中「別表第2の40の(6)のウ」を「別表第2の39の(6)のウ」に、「同41及び同43」を「同40及び同42」に改める。

## 別表第4中

「(別表第4)(第6条関係)

副知事、会計管理者、部長及び病院事業局長が専決する事項

「(別表第4)(第6条関係)

副知事、会計管理者及び部長が専決する事項」に改め、「副知事、会計管理者及び部長が専決する事項」に改め、「同1の(4)中「及び別表第9の10」を削り、同3中「衛生部長にあつては4の(1)に掲げる事項、」を削り、同(4)中「病院事業局長、」及び「(病院事業局の次長を除く。)」を削り、同4を削る。